

避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称 — 明治末期から大正期における避妊受容の言説戦略 —

Constitution of the logic on Birth Control Discourses and Gender Asymmetry:
Discourse Strategy for the Acceptance of Contraception in the Meiji-Taisho Era

宮坂靖子

Yasuko MIYASAKA

1 目的と方法

本稿の目的は、明治末期頃に始まり主に大正期を中心に展開された産児調節（産産児制限）の導入にかかわる言説を対象にして、避妊を正当化するための言説戦略を明らかにすることである。分析の対象とする資料は、主な産児調節運動家、および、当時避妊に対して積極的に発言していた識者などのオピニオン・リーダーの著作である。対象とする時代は、産児調節運動の黎明期である明治末期頃から産児調節運動が展開をみせる1925年である¹⁾。

分析対象とした資料は表1に示した。本稿では紙幅の制限により、産児調節運動台頭以前より言説活動を行った小栗貞雄、産児調節運動初期の重要な理論家である安部磯雄、産児調節運動展開期に実践家として避妊の普及に影響をもった小川隆四郎と小川四郎に焦点をあてる。さらに、女性のオピニオン・リーダーとして、日本の産児調節運動の興隆に大きな影響を与えたマーガレット・サンガー、産児調節運動を牽引した石本静枝、およびサンガーの紹介に尽力した山川菊栄を取り上げる²⁾。

避妊（産児調節／産児制限）³⁾の普及に直接貢献したオピニオン・リーダーの著作を対

象とし、どのようなロジックで「避妊＝可」論を主張したのかを考察する。その際に、男性と女性による避妊言説の構成とロジックの異同について着目していく。

2 男性論者の避妊言説

2-1 小栗貞雄の妊娠制限論

避妊を日本にもっとも早く紹介した書物は、小栗貞雄、賀来寛一郎共著『社会改良実論全』（人民新新聞社出版部）の前編、小栗貞雄著「妊娠制限及び妊娠制限の実行法」（1903年）であると言われている⁴⁾。これは、1902年に小栗貞雄が『二六新報』で「妊娠制限法」を連載して英国のアニー・ベザントの新マルサス主義を紹介したものを出版化したものである。「妊娠制限の必要及び妊娠制限の実行法」の目的は、書名にもあるとおり「社会改良」であり、「人種改良」、さらには「社会改良」を行うために産児制限法の実行が必須であると主張する。

「余輩は妊娠制限を以て必ず社会改良の実を挙げ得る事を確信する故に今此の小冊子に冠するに社会改良論の名を以てしたり」（小栗 1903→不二出版, 2000a: (4) 32）

表－1 避妊言説分析の対象となる著作一覧

	出版年月	著者	書名・論文名	初出：出典	所収文献：出典	
第一期 産児調節運動 前史	1903/10	M36	小栗貞雄	『社会改良論全』『妊娠制限の必要及び妊娠制限の実行法』	人民新聞出版部	不二出版(2000a)
	1907/5	M39	堺利彦	『避妊の福音』(『婦人問題雑誌』)	『家庭雑誌』5巻7号	鈴木編(1983)
	1910/5	M43	加藤時次郎	『性慾と倫理』	『東洋時論』1巻5号	加藤(1981)
	1912/5	M45	加藤時次郎	『医学上より見たる二個の本能』	『新公論』27巻5号	加藤(1981)
	1914/11	T03	嶋田脩治	『産児制限論 一名避妊の研究』	日本薬学協会出版部	不二出版(2000a)
	1915/	T04	平塚らいてう	『個人としての生活と性としての生活との間の闘争について』	『青鞜』5巻8号	平塚(1983)
	1916/	T05	平塚らいてう	『産児数制限の問題』	『黒潮』1916年	平塚(1983)
	1916/2	T05	堺利彦	『産む自由と産まぬ自由』	『世界人』1916年2月号	鈴木編(1983)
	1917/9	T16	平塚らいてう	『避妊の可否を論ず』	『日本評論』1917年9月号	平塚(1983)
1918/8	T07	加藤時次郎	『性慾問題と道德』	『平民』89	加藤(1981)	
第二期前半 産児調節運動 萌芽期	1920/10/1	T09	山川菊栄	『多産主義の呪い』	『大観』1920年10月号	山川(1982)
	1921/1 a	T10	山川菊栄	『婦人解放と産児調節問題』	『解放』1921年1月号	山川(1982)
	1921/1 b	T10	山川菊栄	産児制限問題	『女の世界』1921年1月号	山川(1982)
	1921/3 c	T10	山川菊栄	『石川三四郎氏と避妊論』(『婦人界時評』)	『女の世界』1921年3月号	山川(1982)
	1921/6 d	T10	山川菊栄	『避妊の是非について再び石川三四郎氏に与う』	『女の世界』1921年6月号	山川(1982)
	1921/6 e	T10	山川菊栄	産児制限論と社会主義	『社会主義研究』1921年6月号	山川(1982)
	1921/8	T10	石本静枝	『日本パンフレット『第一号』(新マルサス主義)』	日本パンフレット発行所	不二出版(2000a)
	1921/12	T10	マーガレット・サンガー夫人著 奥俊貞訳	産児調節論	精華書院	不二出版(2000a)
第二期後半 産児調節運動 展開期	1922/1	T11	石本静枝	『産児制限論を諸方面より観察して』	日本産児調節研究会	不二出版(2000b)
	1922/1	T11	石本静枝	『産児制限論の合理的必要性』	『主婦之友』第6巻1月号	石本(1922)
	1922/3	T11	安部磯雄	『産児制限論』	実業之日本社	安部(2008)
	1922/4	T11	堺利彦	『どちらも当たり前－産児制限の問題』	『表現』1922年4月号	鈴木編(1983)
	1922/3	T11	安部磯雄	『産児制限に就き受け取った手紙』	『小家族』第1号	不二出版(2003)
	1922/3	T11	加治時次郎	『予の産児調節意見』	『小家族』第1号	不二出版(2003)
	1922/3	T11	石本静枝	『婦人解放と産児調節』	『小家族』第1号	不二出版(2003)
	1922/	T11	山本宣治	『山崎女子家族制限法批判』	私家版	山本(1979)
	1923/1	T12	山本宣治	『結婚 三角関係 離婚』	『改造』1922年新年号	山本(1979)
	1923/8	T12	マーガレット・サンガー著 男爵夫人石本静枝訳	『文明の中枢』	実業之日本社	不二出版(2000b)
	1924/2	T13	加藤時次郎	『体格改造と妊娠調節』『平民』172	『平民』172	加藤(1981)
	1924/8	T13	小川隆四郎	『妊娠調節の実知識』全	日本産児調節相談所	不二出版(2001)
	1924/10/1	T13	小川隆四郎	『子供を産み過ぎて苦む若き男女の悲痛な叫び』	『主婦之友』第8巻10月号	小川(1924)
	1924/10	T13	山本宣治	『産児制限と無産階級』	『ユーズニックス』1巻10号	山本(1979)
	1925/2	T14	安部磯雄	『産児制限は不道德ではない』	『産児調節調節評論』1	山本主宰(1995)
	1925/2	T14	山本宣治	『建設的産児調節とはどんなものなのか』	『産児調節調節評論』1	山本主宰(1995)
	1925/2	T14	加治時次郎	『産児制限運動の現状と実行問題』	『産児調節調節評論』1	山本主宰(1995)
	1925/1 a	T14	小池四郎	『よい子を産むために(懐妊の調節について)』	クララ社	不二出版(2001)
	1925/3 b	T14	小池四郎	『産児制限の理論と実際』	クララ社	不二出版(2001)
	1925/3	T14	安部磯雄・間島備	『産児制限の理論と実際』(社会問題叢書第五編) 間島備(付録)方法論	文化学舎出版部	安部・間島(1925)
1925/4/1	T14	安部磯雄	『産児制限と男女問題の解決』	『産児調節評論』3	山本主宰(1995)	
1925/4/1	T14	山川菊栄	主婦の問題	『産児調節評論』3	山本主宰(1995)	
1925/5/1	T14	小池四郎	『貧しき人へ産児調節－山田わか子氏に与ふ』	『産児調節評論』4	山本主宰(1995)	

注1) 加藤時次郎と加治時次郎は同一人物。資料に著者として明記されている表記を採用した。
 注2) 「所収文献：出典」については、複製版や全集等が刊行されているものはそれを優先した。
 注3) 本文中で言及した著述に限り論文末尾の「参考文献」に記載した。

小栗が深刻な問題として捉えているのは、マルサス主義の晩婚の弊害、およびその結果中上流階級が減少し下流階級が増加する「逆淘汰」の問題が生じていることにある。小栗曰く、問題は「多少の教育あり思慮のある者の子孫は減少し無教育無思慮なる者の子孫のみ増加するは決して社会の利益に非ざる可し」、「即ち社会に善良なる元素を減少するなり換言すれば社会に罪悪の分子を増加するなり」

と(小栗 1903→不二出版, 2000a: (4) 34, 35)。

そして、この問題の解決策として小栗が挙げているのが、「教育其の他の点に於て親たる義務を果し能ふ程に子女の出生を自由ならしむる」ことであり、「社会の上下を通じて各自其生活相当に子女を養ふに至らば生活の困難より或は久しく独身なる事等より起る諸種の害毒」を解決することができると主張す

る（小栗 1903→不二出版, 2000a: (4) 35）。

さらに「良き子を得る」ためには、「積極的人種改良法」と「消極的人種改良法」の二種があり、前者、すなわち、結婚などにより「健全なる子孫」が生まれるようにするのみならず、後者、すなわち、遺伝的疾患等をもつ「不健全な」親には子どもをませないようにすることが必要性であると主張している。しかし、当時の社会における避妊に対する状況は、婦人病の罹患者に対してさえも医師が「之を口にせんとして尚躊躇する有様」であった（小栗 1903→不二出版, 2000a: (4) 37, 39）。

小栗は、産児制限に対する反対論者の主な論点を、第一に、避妊は男女間の不正行為すなわち「密通野合」（婚姻前・婚姻外性関係）を増加させるという道徳的危惧、第二に、避妊と墮胎の混同による避妊の罪悪視、第三に、国家の人口減少への危惧の三点にまとめ、それに対する反論を展開している（小栗1903→不二出版, 2000a: (4) 43-45）。

一点目については、産児制限は夫婦間で実行する際にも「余程の心掛を要する」ものなので、密通野合の場合は「機会と時間を欠く」ためにこの方法を用いることは不可能であること、もし避妊導入の結果密通野合が増えたとしても、「墮胎 嬰兒殺」という悪風を減少させることにより、人類の罪悪を減じることができると主張し、「墮胎 嬰兒殺」という悪習に対して「文明を誇り人道を重する社会が手を束ねて傍観すること奇怪」であり、「仮に彼の論者の言の如く野合密通の数を増加するとするも予は人類をして以上の罪悪（「墮胎・嬰兒殺」のこと。筆者注）を犯さしめざるの勝れるを信ずる者なり」と述べている。

第二に、産児制限（避妊）は墮胎とは異なり、避妊とは単に「精子を卵子に近づけない

手段」であり、同時に妊娠、出産による女性の生命を守る手段であると説明している。第三の人口減少については、フランスの人口減少は避妊のみに起因するものでないこと、英国のように人口が減少に転じていない国やノルウェーのように人口が増加している国もあることを紹介している。

新マルサス主義の日本への紹介を目的とする書物であるため、その主眼はマルサス主義が主張する、人口増加問題解決のための晩婚と禁欲の勧めに対するアンチテーゼとして避妊の必要性を述べることが使命であった。当時、婚姻前・婚姻外の性関係（密通野合）が多かったこと、そのため性病（花柳病）が蔓延しその予防が社会の一大問題となっていたこと、子ども数のコントロール手段として行われていた墮胎・嬰兒殺しが社会問題として浮上していたことなどが看取できるが、新マルサス主義によって喧伝された避妊とは、優生主義に根ざした「人種改良」、「社会改良」のための手段として位置づけられていたのであった。

2-2 安部磯雄の産児制限論

産児調節展開期である1920年代前半によく読まれた本の筆頭として挙げられるのが、安部磯雄『産児制限論』（1922年3月）である⁵⁾。安部は、複数の産児調節関連組織の長を務めるなど名実ともに大正期の産児調節運動のリーダーであり、理論家として新マルサス主義の普及に尽力した。

安部らによって設立された日本産児調節研究会の機関誌『小家族』第一号（1922年5月30日発行）の巻頭に掲載された同氏の「産児制限に就き受取つた手紙」では、安部に寄せられた200通以上の手紙から読み取れる「産児制限の必要を感じている」主な理由が2つ紹介されている。一つは、多産による「生活難」

問題で、労働者階級、中流階級の双方から多く訴えられていたという。もう一つは「母胎の健康」の「擁護」であり、多産・頻産により多くの女性が健康を害し、さらなる妊娠は生命の危険につながるという危惧の声である。

「墮胎」「殺児」は「恥ずべきことであるのみならず、法律にも違反する」が、「産児制限」は「妊娠を避けるのであるから、犯罪でもなければ恥ずべきことでもない」のであり、「小家族が子供の利益となり、母胎の健康を来す原因とならば、私共は決して産児制限を恥辱と思ふ筈はないではないか」と述べている（安部 1922→不二出版, 2003: (282) 1）。組織としての産児調節運動の機関誌では、まずこのように、多産・頻産による生活難や母胎の健康問題の解決のために避妊が必要という一般論を世に問うた。

しかし、避妊の必要性を専門的に説いた『産児制限論』に目を転じると、その問題に加え、新マルサス主義者として安部がもっとも懸念する社会問題が、「結婚延期」（晩婚）問題であることが明らかになる。ただし晩婚が問題である理由は、結婚年齢の上昇を問題視するというよりも、それにより婚姻前・婚姻外性関係が多発し、性病（花柳病）が蔓延することへの危惧からであった⁶⁾。この問題を解決するには、青年男女をなるべく早く結婚させる外なく、「結局産児制限といふ根本問題に到着する」のだとした（安部 1922→2008:177）。

「（前略）一方に結婚の延期が行はれて居ることを傍観しながら、男女関係の腐敗を浄めんとするのは余りに非常識の考えではありませんか。故に男女関係を純潔ならしむるためには、多数の青年男女をしてなるべく早く結婚せしむる外ないのであります。然しこれを実行するためには産児制限

といふことが必要でありますから、私は新マルサス主義が男女問題を根本的に解決する最も有効な方法であると信じます。」（安部 1922→2008:176）

しかし当時、早婚はそれだけで「性欲の乱用」とみられていたので、その認識を論破する必要があった。

「私の主張は禁欲ではなく節制です。而も結婚生涯を通じての節制であります。故に私共の主張する早婚は決して放縱の意ではありません。若し早婚に充分なる節制といふことが伴ふならば、早婚は弊害でなく、青年男女にとりて大なる幸福であります。」（安部 1922→2008:205。下線筆者）

小栗と比較すると安部の論調に変化が看取できる。墮胎・嬰兒殺しという悪習の廃絶の主張は引き続き行っているものの背後に退き、晩婚（「結婚延期」）による性と性欲のコントロール、すなわち「制欲」いう問題系がより強く前面に立ち現れることになった。ただし、晩婚が問題といえども、問題の本質は結婚問題というよりも、「結婚延期」が誘発した売買春（私娼・公娼）問題であった。ただし、婚姻前・婚姻外性関係から生じる性病の蔓延が、遺伝的に問題のある子どもの出産を誘発することを懸念しているおり、国家主義、優生主義という点では一貫している。

2-3 小川隆四郎の妊娠調節論

理論家としての安部磯雄や理論家・実践家として活躍した医師の加治（加藤）時次郎⁷⁾と接点のあった避妊の主な実践家の筆頭に挙げられるのが小川隆四郎と小池四郎であった。

小川は加藤時次郎らの平民病院内に理事として日本産児調節相談所（後の東京妊娠調節

相談所) を設けるなど、当時もっとも著名な避妊の実践家であった⁸⁾。したがって、主義、思想などを著した単著は、小川隆四郎編述『妊娠調節の実知識全』(日本妊娠調節相談所発行、1924年8月、非売品)のみである(序は加治時次郎が執筆)。これは具体的避妊法の知識の普及を目的としているため、避妊の可否論にはほとんど言及していないが、生活の見地から、子どもを養育し教育する見込みが立たない時や「家庭の生活程度を低める場合」には避妊が必要と述べるなど⁹⁾、子どもの教育や生活水準をその理由に据えているところに新中産階級の心性をみてとることができる。

西洋の寝室が親子別室であることが「夫婦に取て愉快にして又た調節を行ふに可なるかを思ひ欽羨を禁じない」(小川 1924→不二出版、2001: (28) 13) と言い、産児調節のためには「西洋風の家庭生活」を送ることを推奨している。具体的には、夫婦専用の寝室、洋服の着用、タンパク質中心の食生活、キリスト教の信仰が望ましいことを強調するなど、欧米の「近代家族」というライフスタイルと避妊の必要性を合わせて広めようとしていた。

末尾につけられた「問答数種」には、「婦人も交接を楽しむべきであるか」という問に対して、「勿論然りである」と回答しており、「性における生殖と快楽の分離」を自明のこととし、女性が「交接(まじはり)を楽しむ」ためには、妊娠調節を可能にすることと、「交接は婦人が望む時のみ行て両者間に大なる愛と楽しみとが生じ来るものであると云ふ事を」夫に了解させることが必要であると説いている(小川 1924→不二出版 2001: (28) 12)¹⁰⁾。

2-4 小池四郎の受胎調節論

小池四郎(工学博士)は社会主義者であ

り¹¹⁾、また中央産児調節相談所を開設し、「筋肉労働者階級と知識階級の半数」(小池 1925b→不二出版、2001: (32) 40) を対象として「早婚+婚姻内避妊」の必要性を述べた。

「産児調節は愛し合ひ乍らも 産まれるべき子供の養育の資力のないために 結婚を控へている男女に 結婚を遂行させる方法である 愛し合ふものに大胆に結婚を許す方法である」

「産児調節は家庭の経済状態を改善するものである 一度生まれた各個人によりよきより裕な生活を享受せしむるものである 従つて当然愛の完成-結婚-を容易ならしめるものである。愛するものを最後まで愛さしめるものである そこには暗き絶望と恐るき自棄は影をひそめる 人々の貞操は守られ金と貞操との交換はその存在の必要を失ふ」(小池 1925b→不二出版、2001: (32) 62, 60, 下線筆者)

以上の文章からもわかるように、小池の特長は、「愛の完成としての結婚」すなわち、「性-愛-結婚」の三位一体(「愛の完成としての結婚」)を主張している点にある。性欲は抑圧できないという性欲本能説に立脚しているが、性欲を善導しなければ社会に害悪をもたらすものとしてではなく、「人間だけに与えられた聖い愛の表示」として、子どもは「愛の結晶」と捉えている。

「望まない懐妊を防止する事ができたら、真の愛と希望とに根ざした時だけ受胎する事が出来るならば、かくして愛の生まれ出た愛の結晶を彼等の生活容量の許す範囲の数に制限することができるならば・・・それは現在の苦める母親にとつてどんなに大きな歓喜に値するでせう」(小池 1925a→

不二出版, 2001: (30) 24。下線筆者)

また、産児調節や産児制限ということばに代えてあえて「懐妊の調節」という言葉を用いている。「産児」という言葉が、「生れた子供」「生れかけた子供」と理解されやすく、墮胎や嬰兒殺しを想起させるためそのような誤解をまねくことを防止するためである。「妥当の題名として Control of Conception(懐妊の調節)」と云ふ名称が歓迎されている¹²⁾ (小池 1925b→不二出版, 2001: (32) 41)。

晩婚問題や婚姻前・婚姻外性関係に対する認識は、安部と連続している面もあるが、安部が私娼・公娼や性的倒錯などの社会問題の解決により主眼を置いていたのに対して、小池は「愛の完成としての結婚」と夫婦間性行動の問題に重点を移行させ、「性-愛-結婚」の三位一体観の重要性を主張した。

しかし、優生主義は小川、小池の言説をも強く規定していた。ただし、初期の優生思想が避妊を「人種改良」や「社会改良」の手段として捉えていたのに対して、小川や小池にあっては、夫婦の子どもをいかに「よりよい子」にするかという「家族本位」の「少産優育」ロジックへと変容しつつあった。

2-5 「避妊=可」言説のロジックの構成と変容

1900年代に入ってから1920年代半ば頃までの避妊言説の構成の変化は以下のようにまとめられる。避妊を正当化するロジックは、大局的にみて、人口増加問題や国家の資源としての人口の質の改良(社会改良, 人種改良)などの人口問題や、近代国家の文明化に向けての課題としての墮胎・嬰兒殺し問題, さらに晩婚問題や公娼・私娼問題, 花柳病問題などの社会問題を經由し, それらの問題と地

続きではありながらも, 少産優育や夫婦の性愛化のテーマへ変化してきた。

産児調節運動台頭以前の言説では, 富国強兵や国家の文明化・近代化が上位の目標に置かれていたのに対し, 1920年代半ばの避妊の実践家は, 愛の完成としての結婚や, 夫婦の性愛化, 生活水準の維持・向上, 少産優育など家族本位の言説へとその立ち位置を大きく変えた。つまり, 避妊を正当化するロジックは, 公的領域から私的領域へと移されたといえよう。

また, この時期に通底していた強固な優生主義思想も, 当初の「社会改良」や「人種改良」などのように, 国家の資源としての人口問題を軸に置いた優生主義から, 「少なく生んでよりよく育てる」という「少産優育」を目指す家族本位の優生主義へと徐々に姿を変えつつあった。

赤川学は, 「セクシュアリティの近代」の成立は, 婚姻外性関係に対する道徳的罪悪感が強化されると同時に, 婚姻内の性関係のみが極大に正当化されてエロス化される(「夫婦間性行動のエロス化」)ことをもって成立したことを指摘しているが(赤川 1999), 赤川の知見は本研究においても追認できた。ただし, 以上は男性による言説を資料として導かれた結果である。次節では女性による避妊言説に目を転じよう。

3 女性論者の避妊言説

日本における避妊の導入に影響を与えた人物が, マーガレット・サンガーであることは周知のことである¹³⁾。本稿では, サンガー自身および, サンガーの指導と活動を日本に導入することに尽力した石本静枝と山川菊栄の避妊言説を取り上げる。

3-1 マーガレット・サンガーのバース・コントロール論

サンガーは看護婦の職に就いている間に、無知と貧困、多産に苦しみ墮胎を行う多くの女性たちに出会い、労働者階級に対する避妊の普及という使命に目覚め、1912年頃から活動を開始した。1914年には仲間と共に「バース・コントロール」という言葉を作り、1910～20年代にかけてバース・コントロール運動のリーダーとして活躍した(荻野 1994)。サンガーの考えがもっともよく示されている“Women and the New Race” New York, 1920 (奥俊貞訳『産児調節評論』精華書院, 1921→不二出版(2000a)所収)をもとにサンガーの思想を紹介する。

サンガーにとっての第一義的な目的は、「女性の自由獲得」すなわち女性解放である。「婦人の内部的力たる婦性が、余りに過剰な子供の出産と養育によつてその自由発露を妨げられる時婦人は反抗する」のであり、「母性的自由を欲する」として、以下のように述べている。

「(前略)自由なる人類は、奴隷的婦人から生まれ得ない。(中略)如何なる婦人も、自らの体を所有し支配する事が出来ない以上、自らを自由であると言ふことは出来ない。即ち、自ら母とならうか、なるまいかといふ事を、自覚的に選択する事が出来るまでは、自らを自由と呼ぶことは出来ぬ。」

「自らが結婚すべきか否か、母たるべきか否かを自己の自由意志によつて選択する事が出来ない限り、その自由は、質的にも量的にも言ふに足らない。」

(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 300-1)。

「自由なる母性の本質的職能」とは「自分自らの配偶者を選択し、子供を設くべき時期を決定し、産児の数を厳格に規定する事」(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 342)であり、女性は「自己の自由—即ち子を産んで母となるべきか否か、母としてならば果たして幾人の子女を設くべきかを、自らに選択する絶対的自由を得なければならない」として、バース・コントロール(受胎制限)が「まず第一にそれは夫人のみの問題」であるとしている(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 302)。この「自由なる自覚的母性」が阻害された時に、嬰兒殺し、捨て子、墮胎等が生じる。これらの社会的犯罪は、「自らの夫を選ぶ^(ママ)の自由と受胎の時機及び産児数を選ぶ自由」が女性に与えられていないことから生じる(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 286)。

サンガーの“voluntary parenthood”(翻訳書では「自由なる自覚的母性」)については、我が国では後に山川菊栄による「自主的母性」が定訳となったこともあり(金子 1999)、サンガーの主張は生殖における女性の権利を追求したものと理解されることが多いが、実は、サンガーは“voluntary parenthood”のなかに、恋愛結婚とその後の「恋愛生活」の権利を含めていた。「恋愛生活」とは、主に夫婦の性愛関係を指しており、「理想的性交」には「大なる美」があり、「男女双方にとつての向上力となる」と主張していた(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 305)。

欧米で産児調節運動を主導したのは、米国のサンガーと英国のマリー・ストープスという2名の女性であったが、彼女らは、避妊と同時に女性の性的満足(性的快楽の享受)の権利についても主張していた(荻野 1994, 2008)。金子幸子によれば、サンガーは1913、

1914年に2回渡欧し避妊技術を学んだが、2度目の渡欧の際、英国でハヴァロック・エリスと出会い影響を受け、帰国後は「急進的な階級闘争よりも、性愛を重んじ女性の性的抑圧からの解放を目指していった」という（金子 1999:181）。「性愛は結婚における幸福と健全の主要部分だからである」（金子 1999:183）という考え方がサンガーの思想の基本にあった。サンガーは、性と生殖、双方における女性の権利の確立を目指して、避妊を普及させることに専心したのであった。

3-2 石本静枝の産児制限論

日本にサンガーを招聘するきっかけを作ったのが、石本恵吉男爵夫妻であった。その妻石本静枝（後に加藤静枝）は、サンガー本人から日本の産児調節運動を付託された人物でもあり、サンガーの思想と実践の双方を日本へ紹介することにもっとも尽力した人物である。

「産児制限 (Birth Control)」とは、「子供を生みたい時に生み生みたくない時には生まないと云ふ事」であり、「最近米国では之を Voluntary Parenthood 即ち親に成り度い^(ママ)時^(ママ)には子を持つ事或は自主的母性と称して居る」と、サンガーの思想を紹介している（石本 1921→不二出版, 2000a: (11) 265）。

また、先に紹介した日本産児調節協会の機関誌『小家族』第一号所収「婦人解放と産児調節」においても、「産児調節の運動は『婦人の解放』てふ問題にとつて第一の要件である」として、次のように説明している。

「結婚した婦人が肉体的に精神的に将経済的に真に母たるの資格が備つた時に、自分の自由意志から欲するだけの愛児の出生を迎へると云ふことにありて、初めて母性が意味深いものとなります。この意味から

産児制限は自注的母性 (Voluntary mother hood) と解釈されてをります。」（石本 1922→不二出版, 2003: (282) 3）

産児制限の目的として、1921年の「産児制限の意義」(『日本パンフレット「第一号」(新マルサス主義)』, 日本パンフレット発行所発行)では、人口問題の解決、文化的生活の増進とともに婦人解放を挙げている。

石本は、女性解放に必要な資源が時間(「時」)と経済的収入(「材」)であるという認識からスタートしている。婦人の生活で最も多くの時間を取るものは、「妊娠出産と家庭内に於ての世話」であるから、「子供を少く持てば持つ程婦人の進歩に必要な時を自分のものにする事が出来る」。財については、「若し子供の人数が少くて相当に時の余裕があれば更に進んで婦人自ら職業を求め自らの収入を得ることが出来かくして初めて資本主義の世の中に於ては婦人が男子から隷属的地位から自ら解放し得る」(石本 1921→不二出版, 2000a: (11) 267-8)としている。

また、「自主的母性」が確立しないかぎり、女性は「単なる子どもを産む機械」であり、「永遠に皆無 (Nothing)」「無智な盲目な奴隷」であると指摘している(石本 1922→不二出版, 2003: (282) 3)。産児制限の結果、女性が自分自身の「時」と「財」をもつことにより、女性は精神的に向上発達し、肉体的にも母胎が健康になることで、子どもも健康になる。結果として、人間の質が向上し人口問題が解決されるという論法であった¹⁴⁾。

石本によれば当時「常に産児調節運動者に対して提出さるゝ質問」は、自然の法則に反していないか、道徳的にどう解釈するか、やがて民族の自滅を来すのでないか、の三つであった(石本 1922→不二出版, 2000b: (11) 83-5)。石本は、第一点の「反自然」という

批判に対しては、文明の進歩とは「自然を征服する事であり、其の目的は自己の存在を確実にする事」であると主張する。二つ目の問には「道徳的」とは「責任観念を以てしたこと」と定義し、子どもを十分教育できずに「人に迷惑をかける」親と「少産優育」を実行する親を例に挙げて、後者の「責任を尽した親が道徳的」で前者の「人に迷惑をかけた親が道徳的でない」としている。また、「産児制限方法が一般に知れ渡つたら風俗を攪乱さすであらうと、又婦人が墮落するであらうと心配する人が沢山」いる例も挙げ、「若し婦人が不品行をした罰として私生児を生むと云ふ恐怖の為に、婦人がその生命よりも大切とする貞操を維持しているものであるとしたら、一罰が恐しくて守る貞操であるならば、それは殆ど道徳的に何等の価値もないものではありませんか」(石本 1922→不二出版, 2000b: (16) 83) と反論している。

第三の民族滅亡の危機という批判に対しては、「婦人の子供を持ち度い欲望、子供を愛する情、と云ふものは決して、妊娠出産を恐れる様な、そんな浅薄なものではありません。婦人はこの智識を与へられて、より健康な、又自力で充分育てる事の出来る範囲の子供を生むのでありませう」と述べ(石本 1922→不二出版, 2000b: (16) 84)、避妊を実行しているオランダ、オーストリア、ニュージーランドでは、出生率の低下と同時に死亡率も低下しているため、人口は増加していることを紹介している。

3-3 山川菊栄の産児制限論

産児調節運動には直接かかわっていなかったが、早くからサンガーの主張に与してきた女性論者に山川菊栄がいる¹⁵⁾。山川は、他の社会主義者同様、経済関係を除外して人口抑制のみ唱える新マルサス主義に対して反対の

立場に立ったうえで¹⁶⁾、「産む自由、産まぬ自由」を母性たる女性が権利として選び取るために、生殖を調節することが必要不可欠であると述べると同時に(鈴木 1982)、「恋愛の自由と母性に対する選択権とは、婦人解放の最も基礎的な二大要素」(山川 1921e→1982:286)であると主張した。

「産児制限は、婦人の解放と結婚の最高目的とを成就せしめるという、精神的効果を伴う。そして私は、これらこそは普通に新マルサス主義が説くよりも、いっそう重要な、根本的な、永久的な産児制限是認の理由であると考える。」(山川 1921a→1982: 221)

そして「親としての責任を十分に尽しうる範囲に子供の数を制限することは、必要にして当然なる親の義務であり、かつ権利であると信ずる」(山川 1921a→1982: 233)とし、産児制限によって女性解放と自主的母性が成就すると説いた。

さらに、結婚の最大目的は生殖であり、避妊は不自然・不道徳という当時の主な避妊反対論に対しては、「けれども人類社会においては、性交の第二義的職分、すなわち恋愛が文化の進歩とともに発達して、ついに両性結合の最大目的となり、生殖はかえってそれに付随するものとなったのである」(山川 1921a→1982: 217)とサンガーが強調した夫婦の性愛的関係を重視する立場に立ち、「今日の時代においては、責任ある産児制限が道徳的で、無責任なる多産主義こそ、不道徳の極致」とした(山川 1921a→1982: 228)¹⁷⁾。

山川と石本は、女性解放のための「自主的母性」の重要性という点では同じであるが、結婚の目的である性愛の捉え方が大きく異なっている。

3-4 マーガレット・サンガーの日本における受容

サンガーの思想の日本への移入に尽力した女性として、石本静枝と山川菊栄の2名が挙げられるが、サンガーの主張に忠実であったのは山川であった。しかし、産児調節運動において影響力をもったのが石本であったことから、日本におけるサンガーの受容は日本型ともいべき一種独特なものとなった¹⁸⁾。

石本は、サンガーが唱道する女性解放、「自主的母性」概念の宣伝に精力を注いだものの、夫婦間の性愛についての主張は捨象していた。たとえば、子どもを欲する欲望について、サンガーは「夫婦の愛」(サンガー 1921→不二出版, 2000a: (12) 343) であるとしているのに対して、石本は「婦人の子供を持ち度い欲望, 子供を愛する情」(石本 1922→不二出版, 2000b: (16) 84) からであると母性を強調している。また、女性解放を求めながらもそのベースには人口問題の解決と優生主義的な人種改良, 社会改良の主張があった。

このように、日本におけるサンガーの受容には変節がみられた。繰り返しになるが、サンガーの運動の日本での主たる紹介者である石本が、夫婦間の性愛関係の要素を捨象したことは、女性の「性」における権利には言及せず「生殖」の権利の確立のみを模索し、「母性」を強調するという日本固有の状況を招くことになった。

産児調節運動を担った男性の避妊言説においては、性、性欲、性愛に関する言説の比重が大きかったのに対し、産児調節運動を担った女性のオピニオン・リーダーであった石本は、性、性欲と性愛には言及していなかった。つまり、産児調節運動における避妊導入のロジックは一枚岩だったわけではなく、とくに「性-愛-結婚」三位一体観の成立にはジェンダー非対称性が内在していた。

4 避妊の言説戦略とジェンダー非対称

4-1 男性論者の「避妊=可」論の言説戦略

「避妊=不道德」というロジックを否定するために、新マルサス主義者か否かにかかわらず、「避妊=可」論者は、マルサスによって「罪悪」とされた「不道德的抑制」の中身を、避妊と墮胎・嬰兒殺しの二種類に分節化し、まず、マルサスが「不道德」であるゆえ「罪悪」とみなした墮胎・嬰兒殺しを同様に「不道德」な「罪悪」として、その撲滅を主張することからスタートした。そこでは、避妊の導入が婚姻前・婚姻外性関係の乱れを招くという当時の最大の危惧に対して、「婚姻前・婚姻外性関係の乱れ」があっても「墮胎や嬰兒殺しの蛮行」がなくなることがむしろ「道徳的」(墮胎や嬰兒殺しよりも性風俗の乱れの方がまだましという)という比較衡量のロジックが用いられた。

次に、「不道德な性関係→性病の蔓延→遺伝的に問題のある子ども/障害のある子どもの誕生」、および「貧民の生活難を増長する多産→十分な教育を受けられない子どもの増加(「粗製濫造」)または「貧民層の人口の増大→逆淘汰」という論理で、多産が人口の質を劣化させ社会・国家にダメージを与えるという論理が持ち出された。したがって「人種改良」や「社会改良」のためには避妊が必要で、それこそが「道徳的」であるという言説を登場させた。当時の産児調節運動において優生主義はほぼ無批判に受け入れられていたため(荻野 2000)、人口の質の劣化を防止するという意味での避妊は、当時社会での理解が得やすかった。

次に投入されたロジックが、晩婚の弊害を解決する手段としての避妊であった。当時、婚姻前・婚姻外性関係とそこから生じる性病の蔓延、さらには性的逸脱行為(性的倒錯)

が大きな社会問題となっており、その原因が晩婚にあると考えられていた。したがって、早婚がまず求められた。マルサス主義の「婚姻前禁欲(純潔)+晩婚」ロジックが、「早婚+婚姻内避妊」ロジックへと大きく軌道修正されたのであった。

ただし、当時は婚姻内性関係における避妊が不道徳とみなされたことは言うまでもなく、早婚はそれ自体が性欲の乱用、すなわち不道徳と見なされていたため、「早婚+婚姻内避妊」で重要なことは、「節制」しかも「結婚生涯を通じての節制」(安部 1922)とセットであるというロジックを付加し、「早婚+婚姻内避妊+制欲」言説を完成させ、婚姻内避妊のもつ不道徳性を「早婚は節制を重んじる」ことをアピールすることによって「早婚は道徳的」というコードへの転換を試みた。

「避妊=不道徳」の対抗言説として次に投入されたのが、「性愛」ロジックであった。婚姻内性関係に夫婦愛という意味を、そこから生まれる子どもに「愛の結晶」という意味を付与することによって、すなわち、近代家族の典型的特徴の一つである「性-愛-結婚」三位一体観を完成させることによって、避妊という行為を「不道徳」なものから「道徳的」なものへと脱構築したのであった。

4-2 女性論者の「避妊=可」論の言説戦略

女性論者の「避妊=可」言説に特徴的であるのは、サンガーの提唱する「自主的母性」の実現のための避妊の必要性である。サンガーの紹介に努めた石本も山川も、子どもを何人、いつ生むのかを女性が自己決定できる権利(生殖の権利)をもつことによって、女性解放が達成されると同時に、きちんと教育できる子どもを生むことにより親としての責任を果たすことができるという意味において「道

徳的」であるというロジックを用いた。

女性論者の「避妊=可」論にあっても、論破すべきは主たる反論は「避妊=不道徳」言説であったことは男性論者と同様であるが、その言説戦略は男性と異なっていた。

女性論者が多用したロジックは二つあった。一つは、多産こそが無責任・不道徳であり、避妊こそが「道徳的」であるというロジックである。他方は、避妊により、私通密通が増え、女性が墮落し社会の風紀が乱れるという批判に対するものであり、女性の貞操は私生児の妊娠という恐怖、婚姻前・婚姻外性関係に対する罪への恐怖などによって守られているのではなく、もしそうであるのであればそれこそ「不道徳」であるというロジックであった。

4-3 避妊への抵抗感のジェンダー非対称性

日本の産児調節運動に対して大きな役割を果たしたサンガーにより紹介された避妊は、必ずしも即座に女性たちの支持を得たわけではなかった。

サンガーが来日する以前の1910年代後半の状況を知る手がかりとして、平塚らいてうの著作が参考になる。平塚は1926年に『性と社会』(主幹・山本宣治)が行った、著名家に対する「産児調節」の是非に対する問に対して、以下のように回答している(問一、産児調節に反対か賛成か 問二、右賛成又は反対の理由)。

「一、無論賛成です

二、最も重なる一般的理由としては、数の多きよりも質のよき子供を望むからです。

なほ賛成の理由は詳細に亘れば限りなくあります」

（『性と社会』No.12（1926年2月号）
「産児調節はか非か（二）」39）

平塚はその10年ほど前から、「性交の当然の結果として小児を生んでいる」（平塚 1916→1983: 238）状況を憂え、女性解放のために「結婚制度を改善し個人的な恋愛本位にする」ことや女性の職業的自立を主張するなど、サンガーと共通する意見を表明していた。

しかしその反面、避妊は「ふたりの愛を汚辱する醜い、そして厭わしい行為」（平塚 1915a→1983: 44-5）であると、夫婦間の性における生殖と快楽の分離に対して嫌悪感を示し、サンガーと同様に、避妊を「是認し、奨励する気には、直ぐとはなれない」と感じていることを告白している（平塚 1917→1983: 337）。

「しかも性的放縦はある種の女性をのぞいては、いいかえれば正常な一般の妻は、避妊を正当化するいかほど多くの理由を積み重ねてみても、なおそれを自分が行うことに一種の道徳的不快感をともなうものです。（中略）また他の言葉で言えば、性行為を、その結実である子供に対する責任から切り離して、ただ単に自分たちの刹那の官能的享楽の目的のみに行うことに対する、人間の魂の感ずる道徳的不満でありましょう。男性は知らず、女性であり、しかも同時に自己の本心の声に耳傾けるものである限り、これはすべての女性が等しく感じることはないでしょうか。」（平塚 1917→1983: 337-8。傍点、下線筆者）

つまり、夫婦間の「性における生殖と快楽の分離」を可能にする避妊は、「その結実である子供に対する責任から切り離」されているがために、「ふたりの愛を汚辱する醜い、

そして厭わしい行為」と捉えられている。そこには、「正常な一般の妻」つまり、正当な婚姻関係にある妻の避妊への抵抗感が表明されている。

この感覚は単に平塚というある種独特な人物に固有なものではなく、性別を問わず当時の社会にはかなり浸透していたと思われる。たとえば、安部は当時の強い「避妊=不可」論について次のように述べている。

「夫婦関係を結ばないで産児制限をなすのであれば、何人もこれに対して非難することは出来ないけれども、性慾を満足せしめながら尚ほ産児を制限するといふことの中には、何か私共の倫理思想と矛盾するものがある様に思はれる。多分この点が産児制限に対する最も有力なる反対意見であるかも知れない。」（安部 1922→2008: 25-6。下線筆者）

ここから推測できることは二点ある。一つには、当時、婚姻前・婚姻外性関係で行う避妊は抵抗なく受けとめられる傾向があったのに対して、婚姻内（夫婦）の性関係における避妊という行為に対しては非常に強い抵抗感をもっていたということである。もう一つは、婚姻内（夫婦）で妊娠を避ける手段としては、禁欲こそが望ましく人工的な器具を用いる避妊に対して強い抵抗感が示されていたということである。

安部は、1920年代当初、避妊（産児制限）の反対論者が、避妊を「極めて卑怯なる行為」で「意志薄弱」な男性が行うものであると認識していたことを指摘している（安部 1922→2008: 29）。

「若し産児の制限を行ふ必要がある位ならば、初から結婚を延期すればよいではない

か。若し、又結婚後に於て産児制限の必要が起つて来たならば、その期間だけ全く夫婦関係を絶てばよいでないか。一方に夫婦関係を継続しながら産児制限を行ふといふのは実に意志の薄弱なることを示すものである。故に産児制限は青年男女の克己心を破壊し、彼等をして意志薄弱の人たらしむるものである。」(安部 1922→2008; 30。下線筆者)

つまり、婚姻内(夫婦間)性行動に禁欲以外の人工的手法による避妊を持ち込むことは、「意志薄弱」「克己心の破壊」を意味することであり、それゆえに強い抵抗感を感じていたのである。ここでは「青年男女」とあるが、当時の避妊法が主に禁欲・膣外射精・コンドームなどであったことを考慮すると(宮坂 2010)、基本的には男性の克己心や意志を問題としていたと捉えてよいであろう。

さらに、婚姻内(夫婦間)性行動に禁欲以外の人工的避妊を持ち込むことが女性に対してもつ意味は男性とは異なっていた。先に平塚が避妊は「貞潔な妻や、恋人までも娼婦と同等なものとして、女性の尊厳を失わしめることになる」(平塚 1917→1983: 339)と述べたことを指摘したが、1920年8月に『婦人公論』で組まれた特集「我国の現状に照して観た避妊可否論」において、三角錫子(常磐松女学校長)は「避妊といふ事(こんな文字はかくのもいやだ)は、文明国に於ては既に一つの事実であるらしい」(三角 1920: 38。傍点筆者)と、あえて括弧書きで「こんな文字はかくのもいやだ」と記している。また、既に鴨田(1914)においても、避妊の反対論の一つに、夫婦間の避妊は「結婚生活の標準を売淫の程度に引き下げる」のであり、「婦人に対する尊敬心を減退する」という主張が

あることが紹介されていた(鴨田 1914→不二出版, 2000a: (7) 120)。これらの言説には、避妊は婚姻外性関係において性病予防のために用いられるものであることが前提となっている¹⁹⁾。産児調節運動が開始される以前には、妻である女性が常に避妊という行為に対して積極的であった訳ではなく、多産・頻産を回避するための避妊の必要性和、婚姻前・婚姻外性関係の特許であった避妊を婚姻内(夫婦)関係に持ち込むことへの抵抗感というアンビバレントな感情を抱いていた²⁰⁾。

4-4 自己言説の非対称性

先に、産児調節運動を担った男性の避妊言説においては、性欲や性愛に関する比重が大きかったのに対し、女性のオピニオン・リーダーであった石本がそれらに言及しなかったことを指摘した²¹⁾。

1920年代の産児調節運動は、「早婚+婚姻内避妊」という新マルサス主義の導入を目的としていたが、それは、男性の「意志薄弱」「克己心の破壊」を意味するという避妊反対論からの大きな逆風にさらされていた。そこで、新マルサス主義がとった言説戦略が、「早婚と婚姻内避妊+節制」ロジックであった。早婚は性欲の乱用とイコールではなく、節制、すなわち、性欲を自律的にコントロールする「制欲」こそが狙いであるという主張である。

林葉子は、廃娼運動にかかわった男性たちのなかから、文明社会の「男らしさ」を「意志の強さ」の問題に置き換え、「意志」によって身体をコントロールできること、すなわち「克己」こそが男の「強さ」であるという男らしさの規範(ジェンダー)が誕生したことを指摘している。彼らは、その「意志の強さ」をもって生殖をコントロールし、「人種改良」を行うことを目指していたという(林 2009:

114)。

それに対して、女性論者の「避妊=可」言説では、先述したように「自主的母性」や女性解放のロジックが用いられた。たとえば、石本は、「産児制限は自然の法則に反している」という批判に対して次のように述べている。

「文明の進歩と云ふ事は、今まで何事も自然にまかしてあつた事を、反対に、自然を征服する事であり、其の目的は自己の存在を確実にする事であります。産児制限もその実行によつて初めて自己を完成に導くのです。そうして自個を完ふする事は実は自然に逆ふ事ではなく、却て自然の法則を完ふする事となります。」(石本 1922→不二出版, 2000b: (16) 83。下線筆者)

このように石本にとっては、自己の完成とは、子ども数をコントロールし、「子供を生みたい時に生み生みたくない時には生まないと云ふ事」、すなわち、生殖の自己決定権を持つことにより達成されるものであった。

以上のように、「自己」アイデンティティについて言及される内容に男女間で大きな相異がみられることは注目に値する。男性論者においては「自己」言説は、「制欲」系言説との関連で語られていたのに対し、女性論者においては「生殖の自己決定権」や「自主的母性」の問題に回収されていた。

このことは、婚姻内性関係に避妊を導入しようとした当初、女性に生じた抵抗感—妻を娼婦に貶める—を払拭するための戦略であったのではないかと考えられる。婚姻内(夫婦間)性関係の最大の特権は正当な「生殖」が許容される点にある。したがって、婚姻外性関係の専有物であった避妊を婚姻内で用いる際に生じる妻の抵抗感を払拭し産児調節(産

児制限)を広めるには、避妊を「生殖」目的のみに限定することが、特に新中間層の女性たちに有効であったにちがいない。

男性論者たちも「少産優育」のロジックを用いていないわけではなかった。特に安部等の新マルサス主義は、優良な子どもを得るという優生学的な見地から、結婚から第一子出産までの間の制欲を重視していた。しかし、これは女性論者が主張した生殖の自己決定権の議論とは異なった文脈で語られていた。

ただし、女性論者の「自主的母性」ロジックも同様に優生主義思想と親和的であった。平塚が避妊賛成の理由として「数の多きよりも質のよき子供を望むから」と回答したことを紹介したが、新マルサス主義の立場から「生殖の自己決定権」を優先した石本は当然としても、女性の「性と生殖の自己決定権」を主張した山川も、「強健にして優良なる少数児童と、心身ともに劣弱な、短命の多数の児童と、いずれをとるべきかは、現に親たるべき地位に置かれているわれわれの、自己に対し、未来に対して慎重に思考せねばならぬ問題である」とも述べている(山川 1921a→1982:226)。自主的母性論は、第二次世界大戦に向かう時代背景のなかで、軍国主義と容易に結託した。

5 「避妊=可」ロジックの類型化

5-1 避妊言説のロジック構成

「避妊=不道徳」論の対抗言説のロジックとして、①墮胎・嬰兒殺しの廢絶言説、②人種改良、社会改良(公的領域における優生主義)言説、③買春・性病対策としての早婚言説、④婚姻内制欲言説 ⑤夫婦愛言説、⑥「少産優育」言説(私的領域における優生主義)、⑦「生殖の自己決定権」言説を抽出することができた。女性論者にあっても、墮胎・嬰兒殺しの問題、さらには買春問題や性病問

題は解決すべき社会問題であると認識されていたのであるが、④婚姻内制欲言説や⑤夫婦愛言説に足を踏み入れることを回避し、⑥「少産優育」言説、⑦「生殖の自己決定権」言説へと向かった。

5-2 避妊言説の類型化

1920年代半ばまでの産児調節運動で語られた避妊言説のロジックは図-1のように配置できる。縦軸は、その言説が公的領域／私的領域のいずれのレベルの現象を扱っているかを示し（公的領域／私的領域軸）、横軸は、その言説がセクシュアリティと生殖のいずれにかかわるかを示している（セクシュアリティ系／生殖系軸）。セクシュアリティ系は、「性における生殖と快楽の分離」を容認し「快楽」や性愛について言及しているものであり、生殖系は出生コントロールに関する言説を意味している。この枠組によれば、「避妊=可」言説のロジックは、A「人口問題系」言説、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説、D「生殖・女性人権系」言説の4つに類型化できる（ただし、優生主義言説は4領域に通底するため図には示していない）。

これら4つの系の言説は、必ずしも時系列

的な位置関係にあるものではない。しかし、「A→B→C」という言説の推移はおおよそ確認できた。

産児調節運動において展開された避妊可否論は、1900年代当初は、人口問題、人種改良・社会改良という人口の量と質、文明国にはあらざる墮胎・嬰兒殺しの悪弊など国家にかかわる「公的領域」の問題解決に力点が置かれていた（「人口問題系」）。

次に投入されたロジックが「早婚+婚姻内避妊」であった。それまで、性行為における生殖と快楽を、「婚姻外性関係と婚姻内性関係」の間で分離して充足していたものを、婚姻内（夫婦間）性関係に集約しようとした。つまり婚姻内（夫婦間）性関係において生殖と快楽を分離する戦略へと大きく軌道を修正した。その際に必要不可欠であったのが、婚姻内（夫婦）関係での避妊の実施であった。この領域の言説の要は性欲のコントロールと性的快楽への充足であるため「制欲系」言説と命名した。この時点で、夫婦間の性行動というセクシュアリティが議論の俎上にのせられたのであるが、「早婚+婚姻内避妊」ロジックは、第一義的には当時の晩婚化により生じた「売淫行為」（売買春問題）、性的倒錯行為

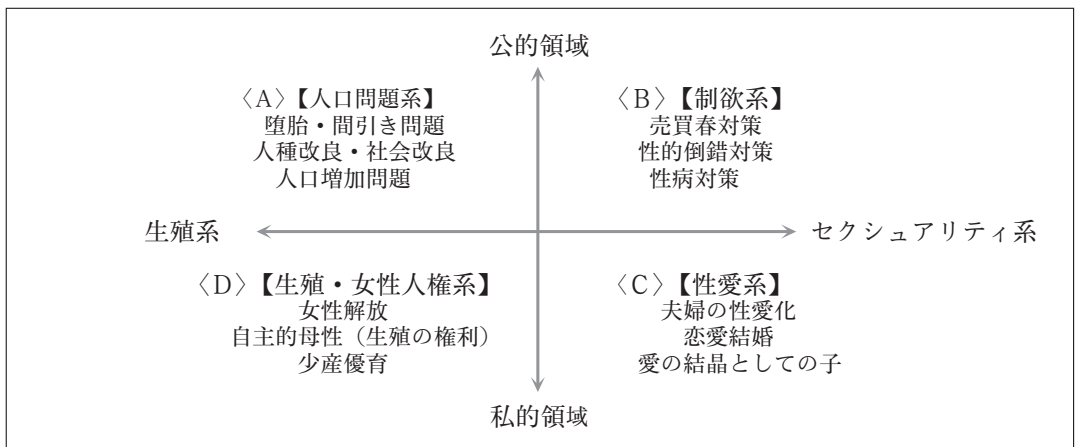


図-1 避妊言説の類型化

(自慰や男色)という社会問題解決のための方策であり、夫婦関係そのものに照準を定めた訳ではなかったため、公的領域に位置づけることにした。

ただし、生殖と快樂の分離を可とした場合でも、禁欲によってのみ実行可能とするか、婚姻外性関係で使用されていた性病予防のための人工的避妊法を婚姻内(夫婦間)性行動に導入することを認めるか、この点は大きく議論が分かれるところであった。

次に投入されたのが、夫婦における性愛の称揚、「夫婦の愛の結晶としての子ども」というロジックであり、婚姻内(夫婦間)性行動に与える「愛」という情緒的意味の付与を重視する言説群を「性愛系」言説とした。「制欲系」言説との違いは、両者ともセクシュアリティに関する問題系にアプローチしているのであるが、「性愛系」では、婚姻内(夫婦間)性行動の性愛化がクローズアップされる。ここにおいて近代家族のメルクマールの一つとして取り上げられる「性-愛-結婚」三位一体観が成立したのである。

婚姻内(夫婦間)の「性における生殖と快樂の分離」自体は「制欲系」言説に内在しているが、「性愛系」言説で新しいのは、婚姻内(夫婦間)性行動に対する愛という意味づけ、すなわち「性愛化」が図られた点である。したがって、売淫問題や性的倒錯問題という社会問題の解決から、家族にかかわる、もっといえば夫婦の親密性にかかわる問題系へと移行したことになる。その意味で、この言説は公的領域から私的領域へとその位置をずらしたことになる。

そして、最後に女性論者から提起された自主的母性論の系譜をもう一つの系として独立させた。女性解放のために生殖のコントロールや多産・頻産から生じる過重な負担を回避する手段としての「避妊」が必要であるとい

うロジックが採用された点に着眼して「生殖・女性人権系」と命名し私的領域に位置づけた。

繰り返しになるが、男性論者の「避妊=可」言説は、時系列的にA「人口問題系」→B「制欲系」→C「性愛系」へと推移した傾向が認められるが、女性論者の場合はB「制欲系」、C「性愛系」を回避しつつ、D「生殖・女性人権系」へと集約されていった。

つまり、産児調節運動における避妊言説においては、「性-愛-結婚」三位一体観は男性論者に固有であり、少なくとも産児調節運動の女性のオピニオン・リーダーであった石本には共有されていなかった。また、婚姻外性関係で使用されていた性病予防のための人工的避妊を婚姻内に持ち込む際に、女性は男性とは異質の葛藤や抵抗を感じていた。

近代家族のメルクマールの典型として指摘される「性-愛-結婚」三位一体観の成立は男女でパラレルに進行したわけではなかった。従来の近代家族論においては、男性論者の性愛言説をもとにして「性-愛-結婚」三位一体観の形成が語られてきたという認識を共有する必要がある。

夫婦間性行動における「生殖と快樂の分離」は、「快樂の享受=不道徳」という発想と直結していた。そのために女性論者は避妊を容受する際の戦略として「自主的母性」ロジックを活用したと推測できる。それは「夫婦間性行動のエロス化」への抵抗でもあり回避でもあるが、夫婦間性行動の「生殖」面をクローズアップし、子どもをいつ、どのようなタイミングで何人生むのかという生殖の自己決定権が女性解放と子どもの幸福のための必要十分条件であるというロジックで、かつては婚姻外性関係で用いられていた「不(反・非)道徳」な避妊を「道徳的」という意味にコード変換し、「避妊=可」言説を社会に普及させようと試みたのではないかと考えられる。

赤川は、通俗性欲学における「性欲の男女非対称」(男性/能動的対女性/受動的)を指摘したが(赤川 1999:199), ジェンダー非対称はそれにとどまるものではなかった。「性-愛-結婚」三位一体の一方の言説要素である「貞操・純潔・一夫一婦」言説は、男女双方の「避妊=可」言説において存在していたが、「セックスにおける夫婦和合」言説については、その内実と成立時期が男女により異なっていた。すなわち、「性-愛-結婚」三位一体観の成立や「夫婦間性行動のエロス化」のプロセスそのものは男女非対称であったのである。

付記:本研究はJspss 科研費24510390の助成を受けた研究の一部である。

注

- 1) 産児調節運動については宮坂(2012)を参照。
- 2) 表-1に掲載した著作すべてについて言及する紙幅がないため、他は本稿では割愛せざるを得なかった。なお、本文末尾の「参考文献」には表-1の所収文献を記載する。
- 3) 妊娠をコントロールする方法の表現は基本的に「避妊」という用語を用いるが、直接引用や文脈においては、原文通り「産児調節」「産児制限」「妊娠制限」等という語を用いる。
- 4) 加藤時次郎は「著書で世間に産児制限を知らせたのは日本に於て小栗氏が嚆矢であって、実行の上には小生が魁である」と述べている(加藤 1925: 2→山本主宰 1995)。
- 5) 山本宣治は、産児調節に関して「諸説を網羅した最新の良著」としてこの本を推薦している(山本 1922→1979: 28)。
- 6) 安部は、1911年に吉原全焼を機に組織された廃娼運動団体「廓清」の副会長を務めた。先に廃娼運動があり、その後避妊が身体に問題ないことを確認してから産児調節運動へと移行した(林 2005)。
- 7) 加治(加藤)時次郎については成田(1983)に詳しい。1883年2月~1920年7月まで加藤姓を名のった。
- 8) 小川の人生や活動については村上(1942→不二出版 2002)に詳しい。小川は、1904年、26歳の頃に渡米し、1910年に帰国するまでの約6年間を米国で過ごしている。1906年には伝馬(デンバー)基督教教会を設立し伝道に励んだ。帰国後もキリスト教の伝道に専心し、産児調節運動にかかわり始めた後、1923年に愛国基督教伝道義団を設立するなどしている。
- 9) 健康の見地より、避妊が必要な7つの条件を指摘している。第一に、両親のいずれかが不成熟の時、男子25歳以降、女子22歳以降まで出産を延期することを勧めている。第二に、出産間隔をあけることで、少なくとも3年、一般の場合は5年あけることを推奨している。第三に、母体が虚弱な場合、第四に、父親が病弱な場合とし、病氣、神経衰弱、大酒癖、花柳病を挙げている。第五に、既に産んだ子どもの最低2人に障害があった場合、第六に、遺伝する病氣として、癲病、肺病、てんかん、精神病などを挙げている。第七に、「父母の平均以下の能力者を産む虞れがある時」であり、親が「己れ以下の能力者なる子供を社会に供する事は社会をして其れ丈低下せしむる事でありますから、其予想であつた場合には生む事を控ゆべきであります」としている。
- 10) この部分はサンガー著“Family Limitation”の引用である(山本 1922: 50-51→1979)。本文末尾に以下の文章が掲載されていることから、サンガーの影響を大きく受けていたことがわかる。「サンガー夫人曰く国民間に性知識の伝播を阻んで国の風教は必ず乱る。又た、曰く産児の制限は婦人が自由に至る第一歩なり。又た性は導かれずして悪魔であり、導かれて人生を光榮にす。」(小川 1924→不二出版, 2001: (28) 14)
- 11) 小池も「避妊=可」論者であるが、社会主義者であったため「反・新マルサス主義」となる。「吾々の主張とネオ・マルサス主義の主張との相違」は、後者は「よき子を多く生み且つ育て得る能力ある階級のものまでも一般と同様に産児の制限をなすべきであると論じる」が、自らは、避妊が必要なのは「無産階級」すなわち「筋肉労働者階級と智識階級の半数」であると主張する点にあるとしている(小池 1925b→不二出版, 2001: (32) 40)。
- 12) 文末に、「産児制限に対する理論、実際、方法を尚詳しく知りたい読者に対して、次の著書を推

- 称したいと思ひます」として、マリー・ストープス著“Wise parenthood”と“Contraception”，マーガレット・サンガー著“Family Limitation”を原著で挙げている（小池 1925b→不二出版，2001: (32) 33）。
- 13) サンガーについては萩野（1994），金子（1999）に詳しい。当初は労働者階級（貧困層）への普及を目的としていたが，第一次世界大戦後1920年頃より，労働運動系人脈から，中流階級以上の富裕層へと提携先を移した。来日は転向後まもない頃であった（萩野 1994）。
- 14) しかし他方で，石本は新マルサス主義の影響を強く受けた日本産児調節研究会の設立メンバーとなる日本の産児調節運動を担うリーダー的存在であったため，男性論者と同様の社会認識も共有していた。ある著述では，産児制限の目的は，第一に「人口を無制限に増加しない」こと，すなわち「制限なき出産」の回避であり，第二に「人間の質の向上」，すなわち「後世の人類を改良」することであると明記しており（石本 1922→不二出版，2000b: (16) 82），女性解放についてはほとんど触れていない。
- 15) 山本宣治はサンガーの「社会的方面の主張」を知る良き参考書として山川菊栄（1921）「女性の反逆」を挙げ「頗る要領を得て居る」としている（山本 1922:28→1979。山川（1982）所収時に「婦人解放と産児調節問題」と改題。）
- 16) ただし，山川（1925）では，避妊は資本主義社会であえぐ貧困な労働者階級の生活難，子どもの養育困難の解決手段に位置づけられている。
- 17) 避妊反対論の論点には他に，女性の健康への悪影響，性風俗の廃頹，種族（国民）的自殺，離婚の増大，天才の減少などがあった。「秘密の両性関係を容易にして風俗を廃頹させる」に対しては，「社会の風紀がただ女子の，妊娠に対する恐怖のみによって保たれているということは，あまりに皮相的な観察である。・・・社会の風紀は，婦人の地位如何によって決定せられることで，婦人にして自由ならざるかぎり，産児制限がこの点において著名なる廓清をも，頹廃をも持ち来すものではない」（山川 1921a→1982: 228）としている。
- 18) 金子幸子（1999）は，日本におけるサンガーの受容にはいくつかの歪曲があったことも指摘している。その第一は，サンガーの主張が新マルサス主義として紹介されたことである。サンガーの「本領は新マルサス主義にあったのではなく，産児制限による女性解放の立場にあった」（金子 1999: 184）にもかかわらず，1922年に改造社がサンガーを招聘した際に，サンガーは新マルサス主義の唱道者として宣伝された。第二に，日本におけるサンガー受容の際に，「女性」という言葉が「母性」と訳出され，女性解放よりも母性主義的な要素が強調された。
- 19) 婚姻前・婚姻外性関係といっても，私娼・公娼との性行為とそれ以外の私通密通でも避妊の意味が異なっていた。前者の目的は性病予防であり，後者は受胎を回避する避妊を必要としていた（山本 1922→1979: 68）。小栗（1903）『社会改良論』の後編，賀来寛一郎著「生殖作用に関する警告及び妊娠補助の実行法」において，避妊法は「不潔の交接」による「花柳病の予防」として紹介されている。
- 20) 同様の心性は欧米のフェミニストにもみられた。萩野によれば，1910年代頃，一部のフェミニストを除いてマルサス主義に批判的であった。避妊の必要性については両者が賛意を示していたが，フェミニストが認めていたのは禁欲のみであった（萩野 1994:61）。
- 21) 日本の女性たちが性欲や性愛言説に対し強い嫌悪感を持っていたことは，山本宣治の以下の文章からもうかがえる。「性交に際し夫妻諸共同時にオルガスムスに到達する」ことができないことにより，「日本婦人のヒステリーと家庭悲劇」が続出していることを，日本婦人に「伝えたいと切望」しているが，「併し御上品なる御婦人向きの講演で卒直な科学者の説に耳を傾くべく婦人は余りに臆病である（現に昨年七月京都市小学校教員第四連合会で，二，三の女教員は講壇から聞かされる話が猥褻だとして憤然と席を蹴て起ち，次日の余の講演には全然辟易して来なかつた」（山本 1922→1979: 39-40）。

【参考文献】

- 安部磯雄，2008，『安部磯雄著作集 第4巻 子供本位の家庭 産児調節制限論』学術出版会。
- 安部磯雄・間島個，1925，『産児制限の理論と実際（社会問題叢書第五編）』文化出版部。
- 赤川学，1999，『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。

- 不二出版, 2000a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第1巻 産児調節運動編1』, 不二出版.
- , 2000b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第2巻 産児調節運動編2』, 不二出版.
- , 2001, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第3巻 産児調節運動編3』, 不二出版.
- , 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第14巻 産児調節運動編3』, 不二出版.
- 林葉子, 2005, 「廃娼論と産児制限論の融合—安部磯雄の優生思想について」『女性学』13, 94-110.
- , 2009, 「文明化と〈男らしさ〉の再構築—1910年代の『廓清』に見る性欲論」, 荻野美穂編『〈性〉の分割線—近・現代日本のジェンダーと身体』青弓社, 95-119.
- 平塚らいてう, 1983, 『平塚らいてう著作集 第2巻 母性の主張について』大月書店.
- 金子幸子, 1999, 『近代日本女性論の系譜』不二出版.
- 加藤時次郎, 1981, 『加藤時次郎選集』弘隆社.
- 三角錫子, 1920, 「事実が私に語っている」『婦人公論』8月号.
- 宮坂靖子, 2010, 「日本近代における避妊の受容と家族の情緒化—1920年代を中心とした女性雑誌の言説分析」『日本家政学会誌』61(5), 1-11.
- , 2012, 「大正期における産児調節運動の展開と普及—産児調節相談所の活動とその利用者」『家族関係学』31, 37-48.
- 村上雄策, 1942, 『小川隆四郎』→不二出版, 2002, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第8巻』, 不二出版.
- 中村幸, 1996, 「婦人雑誌にみる産児調節問題—明治から昭和へ」近代女性文化史研究会編『大正期の女性雑誌』大空社, 89-126.
- 成田龍一, 1983, 『加藤時次郎』不二出版.
- 荻野美穂, 1994, 『生殖の政治学—フェミニズムとバース・コントロール』山川出版.
- , 2000, 「解説 産児調節運動編」『性と生殖の人権問題資料集成』解説・総目次・索引, 不二出版, 5-16.
- , 2008, 『「家族計画」への道—近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店.
- 鈴木裕子編, 1983, 『堺利彦女性論集』三一書房.
- 山川菊栄, 1982, 『山川菊栄集 第2巻 女性の反逆』, 岩波書店.
- 山本宣治, 1979, 『山本宣治全集』第3巻, 汐文社.
- 山本宣治主宰, 1995, 『性と社会』(復刻版) 全2巻, 不二出版.